

県民図書室通信

発行:一般財団法人 神奈川県高等学校教育会館 県民図書室 横浜市西区藤棚町 2-197

生きた歴史に出会う場所

早稲田大学大学院博士後期課程 丸川拓己

県民図書室とのであい

私が県民図書室に出会ったのは、私が大学院に入って1年目の寒い冬、「ねざす」のある号を探しに訪問させていただいたときのことでした。初めて降りる戸部の駅の冬空に新鮮さを感じていたのも束の間、しばらくして道に迷い、坂のあたりを右往左往していたのを覚えています。

ようやく高校教育会館に到着し、ドキドキしながら地下へと続く階段を下りていくと、移動式の書架がある部屋がありました。そこが、メールでご案内いただいていた、県民図書室という場所でした。

図書室では教育研究所の研究員の方とたくさんお話をさせていただき、また同郷の先生とも偶然お会いするなど新鮮な出会いがありました。探していた冊子も無事見つかかり、退室する際には「またいつでも来てね」と声を掛けていただきました。これが、私の県民図書室との出会いでした。

県民図書室という場所

私はこれ以来、修士課程の在学中、定期的に県民図書室に足を運ばせていただくことになりました。

いざ足を運んでみると、県民図書室には実践記録や報告集など、現場の先生方や生徒の方々が歩まれてきた、様々な足跡が記録されていることを知りました。はじめは目当ての史資料を見るだけでしたが、通っているうちに様々な論集や記録を手取るようになりました。ある時は別の棚の戦後すぐの記録を夢中で読み、またある時は向かいの棚のある高校の実践記録を手にとって「これ今度の授業で参考になるかも」と思い至り…。と、ページを繰っているうちに、「そろそろ閉めるよー」と夕暮れに声が掛かるのでした。

もちろん研究にあたって重要な史資料があることも大切でしたが、私はどこか、県民図書室の独特の雰囲気が好きでした。

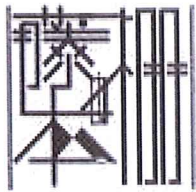
ファイルいっばいに丁寧に綴じられた、数十年前のプリントのざらざらとした紙の手触りに触れていると、この部屋だけ、どこか過去の記憶にタイムスリップしているような気持ちになりました。当時の方々が書かれたのであろう手書きの論集や記録の筆跡を追っているときには、当時を懸命に生きた方々に、語りかけられているようでした。

私は、こうした生きた人の手触りや温かみのある歴史に触れる中での不思議な経験に魅せられて、高校教育会館へと向かう戸部の坂を歩いていたように思います。

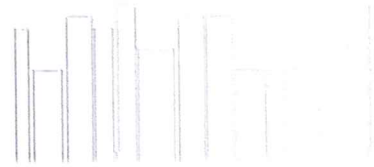
生きた歴史に出会う場所

県民図書室での様々な史資料との出会いを通して、私は自分が切実に問いたかった「高校はどんな場であり、あり得るのか」という問いかけに対して、これまで様々な形で取り組んできた先人の方々からの語りを聴かせていただきました。それはまた、様々な人々が生き、想いや願いを込めた様々な取り組みや実践に出会う場でもありました。こうした「生きた歴史」に出会える場を有難く感じつつ、いかにこうした歴史の重みに誠実に応答できるのか、私自身これからも考え続けたいと思っています。

(まるかわ たくみ)



ふじだなの
ほんだなから
Fujidana No Hondana



職員会議は機能していますか？

職員会議は明治期の後半には成立していたものと考えられますが、長い間、法律上の明文規定がなかったにもかかわらず、学校内の慣習として、厳然と存在し続けてきました。今回は、職員会議の経緯を辿ります。

愛知県の経緯

柿沼昌芳・永野恒雄『沈黙する教師たち』(2000 批評社)で紹介されている。文部省の意向を受け、1946年10月の教育局長通知によって「学校協議会」が動き出し、翌年には全県一斉に「学校協議会」が発足した。「最高決議機関であって、全教職員で組織し、その三分の二以上の出席に依り成立する」「学校長が承認しない事案は、学校長と委員会と協議した後、全員会で再審議し、三分の二以上の多数で可決したときは実施する」とされ、全教職員の自由討議による意思決定が実現した。

しかし、1950年代に入ると、GHQの政策転換により、校長権限の強化が打ち出され、議長団制や議長輪番制は少数となり、教頭司会制が過半となった。1969年、学校運営のあり方を考える県教委の諮問機関が発足、71年に「職員会議の性格と運営について」を答申、「職員会議は（中略）学校運営に関する最終の意思決定機関ではない」とされた。1991年の愛知県高教組の調査では、新設校の7割以上で、職員会議において協議がなされず、9割以上の学校で採決も行わなくなった。

東京都の経過

東京都学校問題研究会編著『東京都の学校改革』(1999 都政新報社)に詳録されている。1997年12月、都教委は「都立学校等のあり方検討委員会」を設置、都立学校の運営についての抜本的検討が始まった。1998年1月の都教育庁アンケートでは、都立高校長の80%が「職員会議は事実上の意思決定機関」、96%が「決定方法は多数決を採用」と回答していたが、都教育長は同年3月上旬の都議会本会議で、「職員会議は、校長の補助機関であると考えている」と答弁。3月下旬、検討委員会は、①職員会議の位置づけを校長の補助機関として、その機能を明確にする、②招集等の運営方法について明確化する、と提言。同年7月、都教委は、職員会議を「校長の補助機関」と学校管理規則に規定した。同年10月の教育長通達によって、都立学校は新たに「管理運営規程」の策定を求められ、その「標準規程」は「必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない」とした。



文部省の動向

1998年3月、文部省教育助成局長は参議院の委員会において、学校教育法28条の「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」を根拠として、「職員会議は、あくまでも校長に対する学校運営の一つの補助的な機関と位置付けるのが適正で、この旨、長年にわたって指導してまいった」と答弁した。同年9月の中教審答申を受け、1999年1月、文部省は学校教育法施行規則に、それまで法的根拠のなかった職員会議について「学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。職員会議は校長が主宰する」と規定した。同時に発出した文部次官通知には、「校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たさない場合などの問題点が指摘されていることにかんがみ、職員会議の運営の適正化を図る観点から、省令に職員会議に関する規定を新たに設け、その意義役割を明確にする」と記された。

他の道府県の状況

当時、職員会議を規定していたのは13道府県で、明確に位置付けていたのは、京都、石川、滋賀、熊本だけだった。京都府立学校の管理運営規則は、1988年に次のように定めていた。①校長は、その職務を補助させるため、必要と認めるときは、職員会議を置くことができる。②職員会議は、校長が招集し、主宰する。③職員会議について必要な事項は、校長が定める。

神奈川県の場合

『神高教のあゆみ ―この20年を中心に―』(2021 神奈川県高等学校教職員組合)にまとめられている。神奈川高教組は主任制反対闘争の中で、1978年3月に県教委から、「職員会議は校長の責任で開催し、学校運営にかかわる重要な事項について協議し、学校として全職員の共通理解や意思の統一を図る場である」という見解を引き出し、「協議・決定に当たり、各職員の積極的な参画、意見表明を促すとともに、多数意見の尊重とあわせ少数意見についても十分配慮するなど、より適正な結論を導き出すため、民主的に運営する必要がある」と文書確認した。

1980年代、「百校計画」の新設校で、上記確認に基づき議長団制・採決制の「職員会議規程」が作成され、職場民主化が進展した。分掌・学年・委員会が集団討議して作成した「原案」を職員会議に提案し、原則として全職員の討議によって民主的に決定し、各職員が決定に参加することで、展開に責任を持つという働き方が一般的となった。この状況は90年代も継続し、2000年5月の「職場民主化実態調査」(回答138分会)では、職員会議規程あり:95%、議長団制:34%、輪番制:65%、採決制:94%、最高議決機関化:93%であった。

1985年から始まった文部省による卒業式・入学式への「日の丸・君が代」強制は、その実施が職員会議の議題となり、県教委の強い指導を受けた校長と職員が対立した。1990年代になっても他県と比して実施率が上がらず、県議会保守会派は県教委に、県立高校の学校運営のあり方について、きびしい追及を繰り返した。

2000年2月22日、県議会で教育長は「本年4月から県立学校管理規則を改正し、職員会議は校長を補助するものであると明確に規定し、校長を中心とする適正な運営ができるようにしたい」と答弁した。神高教・神教組と県教委は、「教育改革問題検討会」の場で職員会議の位置づけの協議に入ったが、県教委は「補助機関化」に終始し、論議は労使交渉へと移行、2月末以降、連日連夜の交渉が展開された。この間、神高教は統一職場集会、要請署名、緊急集会を展開、3月22日には早朝全県統一職場集会を配置したが、同日、県教委は職員会議を校長の補助機関とする管理規則改定を強行、4月1日施行となった。①校長の職務の円滑な執行を補助するため職員会議を置く。②職員会議は、校長が招集し、主宰する。③学校の運営方針、教育活動その他の校務に関する事項のうち校長が必要と認めるものについて、校長の指示伝達、所属職員からの意見の聴取、所属職員相互の意見交換等を行う。④職員会議について必要な事項は、校長が定める。(下線部は京都と同一)

神高教・神教組は県教委から見解を引き出し、「職員会議は、校長の方針や教育課題への対応策について共通理解を深めたり、職員間の情報交換や意思疎通をはかるとともに、職員の資質や能力を高める上でも重要な役割を果たすもの」「職員会議における職員の建設的な意見を参考に学校運営の円滑化・活性化がはかれるもの」と運用通知に反映させた。各校では、校長の指示・伝達事項として県立学校長会が提示した「神奈川県立〇〇学校職員会議規程(案)」をモデルとした新たな職員会議規程を定め、それまでの規程を廃棄した。

補助機関化の評価

浦野東洋一東大教授は、『学校改革と教師』(1999 同時代社)で、「1960年代の学校づくり論は、学校内部の職員間の関係をどう民主的なものにするかということが主題であった。今日の学校改革の中心的な課題は(中略)開かれた学校づくりにあり、職員会議の補助機関化の是非も、その視点から判断されなければならない」と述べている。この著書には、青木朋江元公立小学校長の「職員会議の補助機関化が職員のやる気を失わせ、協働を阻害するものとして機能するとすれば、それは決して得策とはいえない。そのような政策はこの国の百年の計をあやうくするものとなろう(「日本教育新聞」1998.8.8)」との引用がある。

『神高教のあゆみ』は、「規則が変更されても、職員会議は民主的な学校運営に必要な機関であることは変わらない。(中略)一人ひとりの教職員が学校全体の視点から学校運営に参画し、生徒・保護者・県民に直接責任をもって教育活動にとりくむ視点から、職員会議の民主化・活性化をはかる必要がある」と記している。

(文責 岩崎 長久)

太字は県民図書館所蔵資料です。

共同時空 <https://kyodojiku.wordpress.com>

検索

和書案内

『学力格差の拡大メカニズム 格差是正に向けた教育実践のために』数実浩佑著 勁草書房 2023

親の経済力の違いで、子どもたちの将来に格差が生まれているという現状がある。本書では、子どもが選ぶことができない環境の違いによって、学力格差が生じるのは不平等という大前提に立ち、いわゆる「マタイ効果」にもとづき、学力格差拡大のメカニズムを実証的に明らかにしている。さらには、公教育における学力格差、低学力の子どもが抱える困難を解決する方法を探る。

『戦後日本の教員採用 試験はなぜ始まり普及したのか』前田麦穂著 晃洋書房 2023

公立学校教員のなり手不足が深刻化する現在、教員採用試験の前倒しを進めるなど、国や地方自治体は採用試験のあり方について模索を続けている。これまで、日本の社会は、学校の先生をどう選んできたのか。本書は、戦後の日本において、教員採用の「選考」のために、試験が行われるようになった事情を、選考試験導入への先行自治体(東京・富山)と後続自治体(鹿児島・兵庫・島根・青森)を事例にした実証研究から、明らかにしていく。

『LibraryNAVI 大百科』ライブラリー・ナビ研究会 2024

神奈川の学校図書館で生まれた「ライブラリー・ナビ」のすべてを一望できる本。

授業支援奮闘記

谷口 まゆ

「授業利用ってなんだ」3年半前の4月、新採用で学校に着任した私の感想である。母校は図書館活用が盛んではなく、大学でも公共図書館を中心に勉強していた。そのため学校図書館の授業支援にピンときていなかった。そんな私が手探りで行ってきた教員との連携・授業支援について振り返っていきいたい。

1年目：4月中旬に図書館を活用した情報の授業について相談され、何も答えられず隣席の司書教諭に助けてもらう。同時期に分教室での時事問題の調べ学習も依頼され、他校に泣きつく。ようやく慣れてきたころには閑古鳥が鳴く。授業利用数40時間。

2年目：遠足のお留守番、体育祭の集会など隙間時間を見つけてとにかく教員へ図書館を売り込んだ1年。各方面に頼み込み図書館にWi-Fiを設置することに成功。授業利用数60時間。

3年目：前年度の広報に加えて図書館を活用する教員が着任し、授業利用数が激増。参考文献の書き方や情報検索の仕方の説明など一歩踏み込んだ授業支援を行うことができた。新聞データベースを新たに導入した。授業観察が3回行われ、色々な教員が見学に来てくださった。初任研で教員向けオリエンテーション

も行った。授業利用数170時間

4年目：前年度が功を奏し、DXハイスクール事業の補助金を図書館に使ってもらえることになる。可動式の机や椅子、電子黒板、iPadを導入。紙だけでなく様々な情報を扱うことができ、ディスカッション・ミーティング・プレゼンテーションなどもできる、新たな学びの可能性を広げる場所として整備中である。

立地的に独立している住吉高校図書館にとって、半強制的に生徒が来館する授業利用の恩恵は大きい。3年目からは図書館外にいても「司書さんだ」と声をかけられることが多くなった。「〇〇さんがイキイキしていますね！」と図書館常連さんの様子を教員に見ていただけるのも嬉しい。

失敗や反省ばかりの3年半だったが、環境に恵まれて授業支援の楽しさを知ることができた。探究にももっと関わっていききたいし、授業利用で来館した生徒がまた来たくなるような魅力的な館内にしたい。やりたいことは沢山ある。異動まであと最大1年半。何をどこまでできるのか。奮闘は続く

(たにぐちまゆ 県立住吉高校 学校司書)



『季刊教育法』220号

2024年3月25日 エイデル研究所

2024年は、国際連合が「子どもの権利条約」を全会一致で採択して35年、日本が批准して30年、また国際連盟が「子どもの権利宣言」(いわゆるジュネーブ宣言)採択100年に当たる。

そこで『季刊 教育法』も特集を「子どもの権利条約日本批准30周年」とし、巻頭は荒牧重人「子どもの権利条約と日本の教育法」、以下「『子ども基本法』から1年何が変わったのかー『子ども大綱』の課題」(鷹咲子)、「『子どもアドボカシー』の取り組みを今後の教育学研究につなぐー『子どものマイクになる』ことをどう考えるか?ー」(住友剛)、「子どもの権利と親権改革ー児童虐待防止法と子どもの権利条約ー」(広井多津子)、「『いじめ・不登校』問題と子どもの権利条約」

(小西智子)、「子どもの権利と環境問題ー『3種の惑星の危機』に立ち向かう」(丸山啓史)の7本を掲載。2022年に制定された「子ども基本条約」では第三条基本理念に「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と規定するなど、本格的に「子どもの意見尊重」がさまざまな分野で推進される段階に入ったとされる。

子どもの権利条約総合研究所編集『子どもの権利研究』35号は「子どもの権利の新たな地平」をテーマに「自治体における子どもの権利条例制定と子ども参加の最前線」を特集している。さて高校現場では「意見表明権」どうなっているのでしょうか。